

藤枝市印鑑条例の一部を改正する条例

藤枝市印鑑条例（昭和52年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）」の次に「。以下「法」という。」を加え、「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第 3 0 条の 1 3 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）」を「令」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第 3 項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第 6 条第 4 号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同条第 8 号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条中第 9 号を第 8 号とする。

第 1 1 条第 1 項第 2 号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同項第 6 号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第 5 号とする。

第 1 5 条第 1 項第 3 号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。」を加える。

附 則

この条例は、令和元年 1 1 月 5 日から施行する。